

## 船舶事故調査報告書

平成29年10月18日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成29年3月4日 06時05分ごろ
発生場所	鹿児島県鹿児島市鹿児島港本港区 鹿児島港新港北防波堤灯台から真方位020° 150m付近 （概位 北緯31° 35.1′ 東経130° 34.3′）
事故の概要	油タンカー岩崎丸 <sup>いわさき</sup> は、北北西進中、また、遊漁船ゴールドントクエイは、南南西進中、両船が衝突した。 ゴールドントクエイは、釣り客3人が負傷し、左舷中央部外板の亀裂等を生じ、また、岩崎丸は、左舷船首部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成29年3月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 油タンカー 岩崎丸、55トン 131273、岩崎産業株式会社 24.99m×6.10m×2.60m、鋼 ディーゼル機関、176.52kW、平成元年5月12日 B 遊漁船 ゴールドントクエイ、4.8トン KG3-41339（漁船登録番号）、個人所有 9.90m(Lr)×3.28m×0.95m、FRP ディーゼル機関、279.49kW、平成4年6月13日 第295-47155号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 34歳 四級海技士（航海）（履歴限定） 免許年月日 平成21年8月17日 免状交付年月日 平成27年10月5日 免状有効期間満了日 平成31年9月8日 B 船長B 男性 37歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成13年9月17日 免許証交付日 平成29年2月15日 （平成33年9月27日まで有効）
死傷者等	A なし

	B 軽傷 3人（釣り客）
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 左舷中央部外板に亀裂、後部甲板オーニングが倒壊
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏 日出時刻：06時41分ごろ
事故の経過	<p>A船は、船長Aほか1人が乗り組み、積荷である船用燃料油を積載する目的で、05時45分ごろ、法定灯火を表示し、鹿児島港本港区に向けて鹿児島港外港（鴨池港）を出発した。</p> <p>A船は、鹿児島港新港区東側の新港航路付近に至り、約6.5ノットの対地速力で北北西進した。</p> <p>船長Aは、右舷船首方の本港区の南防波堤越しに明かりを認め、その後、明かりが移動したので、南防波堤で遊漁船が釣り客を瀬渡ししている様子を何回も見ていた経験から、その明かりが南防波堤に釣り客を瀬渡しし終えて防波堤から離れている遊漁船のものだと思った。</p> <p>船長Aは、A船が南防波堤の南端付近に至って本港区内を目視で確認できる状況となったとき、作業灯とサーチライトを点灯させて停船しているB船を認めた。</p> <p>船長Aは、B船が前進し始め、A船の前路に向かって来る状況となったことから衝突のおそれを感じ、B船との衝突を避けようとして主機を中立運転、続けて全速力後進とし、右舵一杯を取った。</p> <p>A船は、06時05分ごろ、左舷船首部がB船の左舷中央部と、続けて左舷後部と衝突した。</p> <p>B船は、船長が1人で乗り組み、南防波堤での瀬渡し及び鹿児島市谷山沖での遊漁を行う目的で、05時40分ごろ、法定灯火を表示し、前部甲板と後部甲板の各作業灯及び前部甲板に設置した船首方を照らすサーチライトを点灯させ、釣り客2人を乗せて本港区の定係地を出発し、本港区内の別の岸壁に立ち寄って釣り客9人を更に乗船させ、南防波堤に向かった。</p> <p>B船は、南防波堤南端から約30m北東側の防波堤階段部付近に船首を押し着け、釣り客2人を瀬渡しした後、後進して同防波堤から離れ、南防波堤と新港区の北防波堤との間に向けて前進を始めた。</p> <p>船長Bは、高速力で南防波堤南端を回って本港区内に入ってくる小型船を見掛けたことがあったので、左舷方の同防波堤南端付近を気にしながら同防波堤に沿って航行した。</p> <p>B船は、南防波堤南端付近に至って左舷方の沖側を見通せる状況となったとき、船長BがB船に接近するA船の存在に気付いて右舵を取ったが、間に合わないと思い、キックで衝突を避けるつもりで左舵一杯とし、増速しようとしたところ、A船と衝突した。</p> <p>船長Bは、痛みを訴える釣り客がいたので直ちに定係地に戻ることに</p>

	<p>とし、その途中で119番通報を行い、着岸後、負傷の有無にかかわらず診察を受けさせるつもりで、後部甲板に乗船していた5人の釣り客を救急車に乗せた後、海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>B船の釣り客は、病院に搬送され、1人が左鎖骨遠位端骨折等と、2人が頭部等の打撲とそれぞれ診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>船長Aは、汽笛を使用することがほとんどなかったため、B船が前進を始めてA船の前路に向かって来る状況となったとき、汽笛を吹鳴して自船の存在を示すことに思い至らなかった。</p> <p>船長Bは、ふだん、南防波堤で釣り客を瀬渡しした後は、南防波堤から十分に離れ、本港区内で大きく回って南防波堤と北防波堤の間から沖側の状況を確認して前進を開始していた。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、鹿児島港本港区の防波堤入口に向けて北北西進中、船長Aが、B船が前進を始めてA船の前路に向かって来る状況となったことを認めたものの、汽笛を用いて注意を喚起しなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、汽笛を使用することがほとんどなかったことから、汽笛を用いることに思い至らなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、鹿児島港本港区の防波堤入口に向けて発進する際、船長Bが、前方の見張りを適切に行っていなかったことから、同入口に向けて入航するA船に気付かず、同入口に向けて南南西進中、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、高速力で南防波堤南端を回って本港区内に入ってくる小型船を見掛けたことがあったことから、左舷方の同防波堤南端付近に目を向けていて、前方の見張りを適切に行っていなかったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、日出前の薄明時、鹿児島港において、A船が同港本港区の防波堤入口に向けて北北西進中、船長Aが、B船が前進を始めてA船の前路に向かって来る状況を認めたものの、汽笛を用いて注意を喚起せず、また、B船が同入口に向けて発進する際、船長Bが、前方の見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常時適切な見張りを行うこと。</li> <li>・ 防波堤等の突端を左舷に見て航行するときは、できるだけ同突端</li> </ul>

	<p>から遠ざかって航行すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 自船の存在に気付いていないと思われる他船を認めたときは、早期に汽笛を吹鳴して自船の存在を示すことが望ましい。</li></ul>
--	--

付図1 事故発生経過概略図

